

羅什譯十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現並諸部僧尼戒本の對照研究

西 本 龍 山

大正十三年十一月、アデヤンタ窟院壁畫の展観を本學圖書館に於て開催した際に、大谷派前法主臺下句佛上人より燉煌寫經三十種を下賜せられたのであるが、その中に比丘尼戒本が一卷あつた。當時十誦律系の戒本と推定しておいたのであるが、精細に調ぶる機會を得なかつた。今諸部僧尼兩戒本の對照をするに當り、詳かに之れを見るに余は之れを羅什譯十誦比丘尼戒本と推定するのである。もしこの推定が斷定の域にまで達し得るならば、實に貴重なる文献といはねばならぬ。

— 經錄の對照 —

現存十誦律戒本としては羅什譯十誦比丘波羅提木叉戒本と法顥(法顥も誤りである)が十誦廣律より集出せる十誦比丘尼波羅提木叉戒本とのみでありて、羅什譯の比丘尼戒本は存しないのである。今のが燉煌出土本は初めの部分即ち戒序、四波羅夷法、僧殘法、及び尼薩耆波逸提法の初め七戒（全戒數の十分の一程）を缺いておるが、尼薩耆波逸提第八(過三六默然在前索衣)より終りの七佛偈(但し七佛名を出さず)

までは立派に存しておる。卷末に「比丘尼元暉所供養經」とあるのみで、所屬の經題並に書寫の年時をも記してゐないから、一見しては何時代の寫經か、何部の律か判らない。しかし他の有年號の燉煌出土寫經と照合し且つ天平寫經の紙質及び文字等に照合してたしかに唐盛期若くは千二百年を降るものではないと推察せられる。且つ羅什譯比丘戒本中の比丘尼に共通なる戒條を以て此戒本と對照する時、その譯語譯文及び戒條の順序から推して十誦系の戒本であるのみならず、正しく羅什譯の十誦比丘尼戒本と推定せざるを得ないのである。そこで經錄の上に之れを尋ねるに、不幸にして僧祐の出三藏記集(結二)にも、歷代三寶紀(致六)にも、大唐內典錄(結二)にも比丘戒本の譯あるのみで、比丘尼戒本の譯あるを記してない。武周刊定衆經目錄(結三)には

「十誦律比丘尼戒本一卷」(譯者少異)後秦弘始年羅什於長安譯出長房錄

とあるが長房錄には「十誦比丘戒本一卷」(持出者少異)とあるのみであるから、恐らく間違ひであり、且又武周刊定衆經目錄の該箇處には羅什譯の比丘戒本を列記してゐないのから見ても比丘尼戒本とあるのは比丘戒本の誤りであることが明かである。唯開元釋教錄小乘入藏錄下(結五)にのみ明かに

「十誦比丘戒本一卷」(亦云、十誦波羅提木叉戒本、二十六紙)

「十誦比丘尼戒本一卷」(亦云、十誦比丘尼波羅提木叉戒本、二十六紙)

右一部姚秦羅什譯

と記してあるので、稍々明かであるといふべきであるが（麗藏には譯者の名を記さず。〔結五 51D〕）何故こゝに出三藏記集二（結一 11a）に記せる現存の「十誦比丘尼戒本一卷（或云十誦比丘尼大戒）宋明帝時律師釋法穎於京都撰出」の戒本を出してゐないのであるか。特に開元釋教錄略出（結五 52a）には

「十誦比丘戒本一卷(亦云、十誦波羅提木叉戒本)姚秦三藏鳩摩羅什譯」

「十誦比丘尼戒本一卷亦云波羅提木叉戒本」宋長干寺沙門法穎集出

とあり、出三藏記集(一編)にも、比丘比丘尼兩戒譯本の種々を列しておる處に羅什譯比丘尼戒本を記するしてゐないこより見れば、前の開元錄の記も確實性が薄められるといはねばならぬ。特に兩戒本共に二十六紙とするは怪しい(比丘尼戒は比丘戒より95條を増しておるから三十三紙程になるべきである)。さればこの燉煌本を十誦系なりといふことは出来るが、羅什譯と決定するには幾分の躊躇がある。

古來、十誦比丘尼戒本の翻譯には現存十誦比丘尼戒本(集出であつて翻譯せるものでない)の外に

(1) 比丘尼誠經一卷 晉武帝時沙門竺法護譯

武周刊定衆經目錄（結三）^(41b)には十誦比丘尼戒一卷（或有二經字、與二曼摩特所出少異、西晉竺法護譲、出長房錄。致六^(43b)）であるから十誦戒本であることは明かであるが、出三藏記（結^(12a)）には「竺法護出比丘尼戒一卷。今闕。」であるから已に

羅什譯十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現並諸部僧尼戒本の對照研究

逸失しておつたのである。尙衆經目錄第五（^{結一}_{110a}）には次の（2）戒本と同本異譯なりと記しておる。

（2）比丘尼大戒一卷 晉簡文帝時沙門釋僧純於西域拘夷國得胡本到關中令竺佛念曇持慧常共譯出（^一_{8b}）

歴代三寶記（^{致六}_{55b}）に「晋簡文帝世律師釋慧常共曇持竺佛念等於長安譯、錄乃不載所出部名計應多是十誦戒本」とあるから此も十誦系の戒本なることは知られる。特に「錄乃不載所出部名」といふ所が恰も燉煌出土本に戒名を出さざると能く似通うてるので面白いと思はれるが、しかし此戒本にも相當しないといふことは次の（3）戒本の立證によりて明かである。

次に大周刊定衆經目錄第十（^{結三}_{112a}）には

（3）十誦比丘尼戒本所出本末一卷 後秦涼州沙門竺佛念譯出長房錄

とあり、長房錄第八（^{致六}_{55b}）には「僧純於拘夷國得本佛念譯文煩、後竺法汰刪改正之」とある。出三藏記（^{結一}_{54b}）に「比丘尼戒本所出本末序第十」として十誦律の名を冠せず、「戒本前晋孝武帝世出」と記し、「賴僧純於拘夷國來得此戒本令竺佛念曇持慧常傳、始得具此一部法」とある。これは（2）と同本異譯を見るのが正しいのかも知れないが、簡文帝と孝武帝とは僅かに二年の差しかないのと、僧純が共に同地方より將來せると、竺佛念曇持慧常等が兩戒本に相通する點などより見て且又「始得具此一部法」といふより見て（2）と同本であるべきを、歴代三寶記の編者は別本と

したのではなからうかと思はれる。されば開元錄十五(結五)には「今疑佛念譯者與ニ曇摩持ニ同、是尼戒所出何異而別存レ之」と述べておる。ことに出三藏記(結一)には拘夷國尼僧寺院の情況を記し次いで「今所出比丘尼大戒本此寺所ニ常用也、舌禰(舌彌)乃不レ肯レ令ニ此戒來東、僧純等求レ之至勤」と述べておるから、(2)と異なる胡本を將來したとは考へられない。而して(2)戒本と(3)戒本とが同本とせば出三藏記同所の終りに「此戒文與ニ今戒ニ往々不同、尼衆學猶作ニ戸又吉利」(戸又吉利)とあり、道安の序(結二)にも、戸又罽賴尼について、「僧純在ニ丘慈國ニ佛陀舌禰許レ得ニ比丘尼大戒ニ來出レ之正興ニ侍ニ曇摩侍同百一十事云々」とあるより見て、今の燉煌本も一百一十事ではあるが衆學法ニ譯してあるから、此等の戒本とは別なるものといはねばならぬ。然しながら出三藏集記の「此戒文與ニ今戒文往々不同」の文及び道安の序の「正興ニ侍同」の文を重要視せば(2)(今戒)と(3)(此戒)と二種ありとすることが出来て、(3)戒本の衆學法は戸又吉利であるから、この燉煌本は(2)戒本であるかも知れぬ。もし(2)戒本としても(2)戒本は現存しないのであるから對照の仕様もなく、勢ひ羅什譯比丘戒本と比較するより外に道がないのである。

こゝに於て經錄の上に羅什譯なりとの確證を得る能はず、又他の譯本との連鎖をも見出し得ずとせば、羅什譯比丘戒本に於ける尼戒共通の條箇の照合による推定が許さるゝばかりである。

二 譯文の對照

諸戒本の對照によりて吾々は五分戒本と彌沙塞五分戒本とが同じく罽賓三藏佛陀什の譯でありながら、全く別種のものであることに氣附ぐのである。即ち廣律に合する彌沙塞五分戒本は正しく彌沙塞部の戒本であり、波逸提法は91條を、衆學法は100條を示すのであるが、五分戒本は波逸提法90條、衆學法108條を示し、且つ諸戒の順位が羅什譯戒本とは比較的に並行して進み、その譯語の上に照しても全く十誦系の戒本と見られうる程に類似點をもつておるのであるから、今羅什譯比丘戒本と燉煌比丘尼戒本の比較に於て五分戒本を對照せしめて見てゆくことは甚だ興味あることと思ふのである。尤も彌沙塞五分戒本の終りに(張一〇八)「十誦比丘波羅提木叉戒本鳩摩羅什譯者、錯重寫爲五分戒本而云佛陀什譯、其間雖有小不同處、但是筆者之錯耳」と斷りてゐるが、筆者の錯りのみと簡単に云ひ切つてよいものであるか。十誦系とはいひうるが羅什の譯なりといふことは出來ないと思ふのである。されば一層の興味を以て譯文の對照を試みようと思ふ。

(十誦比丘戒本)

(尼薩耆波逸提法)

(五分比丘戒本)

(燉煌比丘尼戒本)

(22) 若比丘所(用)鉢不_レ滿_ニ五綴_ニ更(22) 若比丘先所_レ畜鉢未_レ滿_ニ五綴_ニ(乞)新鉢_ニ爲_レ好故尼薩耆波逸_ニ爲_レ好故更畜_レ新者尼薩耆波逸逸提是比丘是鉢應_ニ比丘衆中

提

逸提是比丘尼是鉢應_ニ比丘尼

捨一是比丘衆中(最)下鉢應レ與
應レ如レ是教汝比丘受ニ是鉢
乃至破是事法爾

(25)若比丘與ニ他比丘衣一後瞋恚忿
心不レ喜若自奪若使ニ人奪^{一作ニ}
是言汝比丘還ニ我衣一來不レ與
汝尼薩耆波逸提(是比丘應ニ
諸比丘前捨ニ是衣ニ)

(波逸提法)

(3)兩舌鬪ニ(他)比丘一波逸提

(3)鬪ニ亂他比丘一波逸提

(3)兩舌鬪ニ比丘尼一波逸提

(7)若比丘未レ受ニ具戒人前自(爲
身)說ニ過人法^一若知若見(自
稱言)我如レ是知如レ是見乃至
實波逸提

(7)若比丘實有ニ過人法^一向ニ未受
具戒人一說波逸提

(7)若比丘尼未レ受ニ具戒人前自
說ニ過人法^一若知若見我
如レ是知如レ是見乃至實波逸提

(8)若比丘知ニ(他)比丘麤罪^一(向)
ニ未受具戒人一說波逸提除ニ僧
羯磨^一

(8)若比丘知ニ他比丘犯ニ僧殘罪
向ニ未受具戒人一說波逸提

(8)若比丘尼知ニ(余)比丘尼麤罪
(於)ニ未受具戒人(前)一說波逸
提除ニ僧羯磨(若餘比丘尼知ニ)

衆中捨一是比丘尼衆中(取)ニ下
鉢應レ與應ニ如レ是教汝比丘尼
(應)受ニ是鉢乃至破是事法爾

(25)若比丘先與ニ他物^一後瞋恚嫌恨
還奪取者尼薩耆波逸提

(25)若比丘尼與ニ他比丘尼衣一後瞋
恚忿心不レ喜(者)若自奪若使ニ
人奪^一作ニ是言比丘尼還ニ我
衣一來不レ與レ如(汝ノ誤リ)尼
薩耆波逸提

(9) 若比丘尼先歡喜聽後如是
諸比丘隨親厚廻僧物與波逸提

(9) 若比丘先共僧和合已後如是
說諸比丘隨親友人廻僧物與者波逸提

(9) 若比丘尼先歡喜聽後如是
(說)(語)諸ノ寫誤比丘尼隨親厚廻僧物與上波逸提

(13) 若比丘不隨問答惱他波逸提

(13) 若比丘用異事惱他比丘波逸提

(13) 若比丘尼不隨問答惱他波逸提

(16) 若比丘比丘房舍中瞋恚忿心不
喜若自挽出若使人人挽出如
是言出去滅去汝不應住是
中是因緣故不異波逸提

(16) 若比丘房內瞋忿不喜牽出者
波逸提

(15) 若比丘尼比丘尼房舍中瞋恚忿
心不喜若自挽出若使人人挽
出如是言汝出去滅去不應
是中住是因緣故不異波逸提

「是因緣故不異」の譯語は注意すべき點であらう。僧祇戒本には「作是因緣不異波逸提」とあり、解脱戒經には「以是因緣」の四字のみ、四分戒本、彌沙塞五分戒本、有部戒本並に鼻奈耶戒因縁經にもなし、巴利本にもなし。獨りペリオ蒐集の梵本には、

“……idam eva pratyayam kṛtvānanyathāt pāṭṭayantikā.”

とありて羅什戒本と一致す。

(17) 若比丘(比丘房舍中)知下(諸)
比丘先安住敷臥具竟上後來

(17) 若比丘知他比丘先於房內
敷臥具上後來強數者波逸提

(16) 若比丘尼知他比丘尼先安
住敷臥具竟上後來強以臥

強以臥具若自敷若使敷作是念若
敷作是念若不樂者自當出去是因緣故
出去是因緣故不異波逸提

具若自敷若使敷作是念若
不樂者自當出去是因緣故
不異波逸提

此戒に於ては四分戒本に「作如是因緣非餘非威儀波逸提」とあり、巴利本 (vinaya piṭakam IV, pācittiya XVI.) にも

(…… etad eva paccayan karitvā anaññam, pacittiyān ti.)

とありて四分巴利共に同じである。梵本また同じである。

(19) 若比丘知水有蟲若自澆草土若使入澆波逸提

(19) 若比丘知水有蟲用澆草土者波逸提

(32) 若比丘施一食處無病比丘應一食若過(一)食者波逸提

(32) 若比丘有餘福德處過一食波逸提

(52) 若比丘無病欲露地自炙若草木牛屎糞掃若自燒若使入燒波逸提

(54) 若比丘露地然火波逸提

(18) 若比丘尼知水有蟲自澆草土若使入澆波逸提

(20) 若比丘尼施一食處無病比丘應一食若過食者波逸提

(36) 若比丘尼無病欲炙身故露地然火若草木牛屎糞掃若自燒若使入燒波逸提

(58) 若比丘若寶若名寶若自取若使入取若語取是物波逸提

(58) 若比丘若寶若似寶若自取教人取波逸提

除僧房內若住處內若寶若名
寶僧房內住處內如是生心是
誰有是主取去是事法爾

物一波逸提除僧房內住處內
比丘尼若寶若名寶僧坊內住處
內如是生心是誰有是主取去
是事法爾

(衆學法)

(十誦比丘戒本) (燉煌尼戒本)

(十誦尼戒本)

(五分戒本)

(彌沙塞
五分戒本)

(1)高著内衣

(1)高著内衣

(1)高著泥洹僧

(1)高著内衣

(1)高著内衣

(2)下著

(2)下著

(2)下著

(2)下着

(2)下着

(3)參差著

(3)參差著

(3)參差着

(3)參差着

(3)參差著

(4)如鉗頭著

(4)如鉗頭著

(4)鉗頭著

(4)鉗頭著

(4)鉗頭著

(5)多羅葉著

(5)多羅葉著

(5)多羅葉著

(5)多羅葉著

(5)多羅葉著

(6)象鼻著

(6)象鼻著

(6)象鼻著

(6)象鼻著

(6)象鼻著

(7)妙圓著

(7)妙圓著

(7)妙圓著

(7)妙圓著

(7)圓奈著

(8)細纏著

(8)細纏著

(8)細纏著

(8)細纏著

(8)細纏著

(9)兩耳著

(9)兩耳著

(9)兩耳著

(9)耳著

(9)耳著

(10)生起著

(10)生起著

(10)併纏兩邊著

(10)細生疏著

(10)細生疏著

(11)周齊著

(11)周齊著

(11)周齊著

(11)周齊著

(11)周齊著

(12)周齊著

(12)周齊著

(12)周齊著

(12)周齊著

(12)周齊著

(13) 周齊著

(1) 高披衣

(2) 下被衣

(3) 參差被衣

(4) 齊整被衣

(4) 齊整被衣

(1) 高披衣

(2) 下被衣

(3) 參差被衣

(4) 周齊披衣

(4) 周齊披衣

(1) 高披衣

燉煌尼戒本と羅什譯比丘戒本との内衣着法の次第全く同じく、十誦尼戒本は順次を異にし戒條の名をも異にしておる。五分戒本は著しく條數を減じておるのみならず彌沙塞五分戒本と戒條全く一致しておる。燉煌尼戒本の「不_ニ持_レ袴_リ大應當學」は他の尼律衆學法中になきものであるが四分律尼戒波逸提_{一五〇}條「著_ニ持_レ牒_リ令_ニ身_ニ龐_大者」、五分律尼戒波逸提_{一五〇}條「著_ニ持_レ牒_リ使_ニ形_ニ脯纖_者」に相當するものゝやうである。牒身衣は身の露はるゝを補ふ衣で持牒衣も膝骨を覆ふための衣とせば風に遇ひても身を露はさない類のもの即ち跨のある腰衣の一種で涅槃僧の下に着たものであらう。他律一樣に禁じてあるからこの燉煌尼戒本にのみ獨り聽したものではない。これは何か特種の病ある場合又は遊行の際強力者に執せられる恐ある場合に身を護る爲めに聽さるゝもので、かかる際に涅槃僧の下に齊整に着する様にとの戒文であると考へられる。

(十誦比丘戒本)

(五分戒本)

(燉煌尼戒本)

(62) 不_ニ掌扶_レ頬白衣舍坐_一爲_ニ白衣○

(55) 不_ニ掌扶_レ頬入_ニ白衣舍_一

(60) 不_ニ掌扶_レ頬白衣舍坐_一爲_ニ白衣○

笑○故

(56) 不_ニ掌扶_レ頬白衣舍坐

笑○故

(84) 不病不_レ得_ミ爲_レ身索_ニ羹飯

(78) 比丘不病不_レ得_ミ爲_レ己求_ニ羹飯

(82) 不病不_レ得_ミ爲_レ身索_ニ(若)飯
(若)羹

(88) 不_レ應_ミ洗_レ鉢水棄_ニ白衣舍内

(83) 洗_レ鉢汁不_レ得_レ棄_ニ白衣舍内

(81) 不_レ應_ミ洗_レ鉢水棄_ニ白衣舍内

除_レ語_ニ檀越₋

除_レ語_ニ主人₋

除_レ(白)_ニ檀越₋

以上の譯文譯語の照合により大體に於て羅什譯の比丘尼戒本なりと推定することができると思する。しかし十誦比丘戒本衆學法の「不_ニ大搏_レ飯食」を燉煌本には「不_ニ大團飯食」とし、「搏飯可口食」を「團飯可口食」とし、「人著_レ屐」を「人著_ニ木屐」とせる如き、又は七滅諍法に於ける現前毘貳、憶念毘貳、不癡毘貳の文字の如き（五分戒本には毘賦_ニせり）或は燉煌本波逸提法_ニ條「若比丘尼知_ニ比丘尼僧一心如法羯磨若輕呵者波逸提」の戒文は挿入すべき適當箇處なく、恐らく十誦廣律の「瞋譏_ニ差會人」、四分の「嫌罵所差人」、十誦戒本の「嫌罵者」に相當するものと想はれるのであるが、これは餘りに譯文上の差違があるのであるが、これは餘りに譯文上の差違があるのでねばならぬ。或は戒本の終り七佛偈を出して七佛名を出さざる如き、或は十誦比丘戒本波逸提_ニ條の終り「若比丘欲_レ得_ミ法利_ニ是波羅提木叉中應_レ學亦應_レ問_ト諸比丘誦_ニ修多羅毘尼阿毘曇_ト者上應_ニ如_レ是言_ニ諸大德_ニ是_ニ語_ニ何_ニ義_ニ是_ニ事_ニ法_ニ爾_ト」とあるを「欲_レ得_ミ法利_ニ是戒中應_レ亦應_レ問_ト諸比丘誦修多羅者毘尼者阿毘曇者上應_ニ如_レ是言_ニ諸大德_ニ是_ニ事_ニ云_ニ何_ニ是_ニ法_ニ」

何義是法應爾」である如きは譯文の不一致を示すものであり、特に波逸提第 6 條の如きは

羅什譯十誦戒本
以二闡陀偈句一教二未受具戒人者波逸提

五分戒本 以三闡陀偈句教三未受具戒人者波逸提

燉煌尼戒本
以闡樞連阤(陀の寫誤歟)
謁(偈の寫誤歟)句教未受具戒人者波逸提

とありて闡陀偈句は (chando gathā pada) で吠陀の韻律即ち (metre) を含める偈句との意味である。然しながら燉煌本の闡樞連陀偈句はいかに解すべきであるかに永く苦しんだのであるが、恐らく闡陀樞連(伽)偈句ではないかと想像したのである。もし斯くすれば chanda śloka gathā pada として解し得る様である。一九二六年獨の walder schmidt 氏が比丘尼戒についての精細なる研究を發表しておる中に東亞學術遠征隊により qyzil にて發見せる比丘尼戒本の斷片を解讀しておる。その断片の 12 葉 (pa 12) は今の波逸提第四條より第七條に當り梵本比丘戒本(ペリオ蒐集) の第六條が今の尼戒第五條に相當するものであるが yā punar bhiks……dha[rm]…… あるのみである。これによりて qyzil 發見の比丘尼戒本もペリオ蒐集比丘戒本と同様に padaço dharman (句法) であることをがわかる。即ち闡陀偈句又は闡樞連陀偈句に相當すべきものがなかつたのは甚だ遺憾であつた。それでもしこの燉煌尼戒本を羅什譯とするならば、何故に一を闡陀偈句とし一を闡樞連陀偈句としたのであるかが疑問である。斯くてこの尼戒本を大體に於て羅什譯と推定するを得るのであるが、以

上の如くに譯文譯語上二三の不一致の爲に之れを羅什譯と斷定するには稍々躊躇せざるを得ないのである。しかし羅什譯比丘戒本と對比すべき貴重なる比丘尼戒本——而も廣律より集出せるものでなくて梵本又は胡本より直接に譯出せる比丘尼戒本——が世に現はれて來たことはシユタイン、ペリオの燉煌寫經大蒐集の喜びにも増して欣快の情に耐へない次第である。かくて余は確實なる研究によりて羅什譯なりと決定するに至るまでをも、やはり羅什譯比丘尼戒本の出現と呼ぶのが當然と考へるのである。

尙五分戒本を對照せしことによりて、羅什譯を佛陀什譯と寫し誤まつたのであるとの入藏者の意見の誤りなることは説明を要せない。譯語譯文の上に於て羅什譯の優雅なる情調あるものとは到底對比し得べきものでなく、且つ戒文の上に何等の實行上の妙味が顯はれてゐない。唯條箇を集めたに過ぎぬ憾みがあり、衆學法の著衣法にては彌沙塞戒本を取り入れ、波逸提法にては羅什譯戒本を取り入れ、戒の順次亦略ば一致せしむるに至り、遂にこの有名なる「闡陀偈句」を取り入れたる如きは明かに僞作ではあるまいかと怪しまざるを得ないのである。かかる品位なき戒本を羅什譯なりとする入藏者の誣妄も亦甚しいといふべきである。

三 長井博士の諸部戒本の對照について

『宗教研究』(新第三卷第三號)に長井博士は諸部戒本の對照を發表しておらるゝ。當時余は大正七

年に作製せる諸部僧尼戒本の對照表と比較して非常なる差違あるに驚いて博士が正しいのか、余が間違ひないのか甚だ怪しまざるを得なかつた。今、貴重なる羅什譯比丘尼戒本に遇うを得たるを縁として、改めて僧尼兩部戒本の對照作製に着手して始めて博士の對照表の大なる訂正を要すべきを信ずるに到つたのである。

長井博士の對照表に於ける單墮法の終りを見るに 92 の數字が七ヶ處も現はれておる。巴利本の 92 は當然であるが、梵文、十誦、四分、僧祇、五分、有部、解脱の戒本に孰れも 92 條を有するものではないかと疑はしむる。「23, 82 に相當するものを缺く」といふ註によりて一々全戒數より二條づゝを減じて 90 條なるを知らねばならぬのは甚だ不便である。而も、パーリ第 82 條は、僧祇、五分各第 91 條に相當し優波離問佛經は第 10 條に相當するものであり四分、十誦、有部、解脱、鼻奈耶は皆相當學處を缺いておるから、次の括弧内に示す如くに缺印若しくは相當番號を附しておかるべきであるのに

(巴利)	(梵本)	(十誦)	(四分)	(僧祇)	(五分)	(有部)	(解脱)	(鼻奈耶)
82	83 (缺)	83 (缺)	84 (缺)	83 (91)	46 (91)	83 (缺)	73 (缺)	89 (缺)

右の如く不當の番號を挿入しておられるのは如何なる理由であるのか。博士のこの對照表は巴利を主として其に相當する諸戒本の戒條を當てゝおらるゝ筈であるのに不相當の學處を入れられては對

照表の價値がいづくにあるかを怪しむ。博士の對照表によりて巴利第 82 條の相當戒文をあてはめて見るに種々の戒文が現はれて來る。

(巴利)	(梵本)	(十誦)	(四分)
jānapañ samghikamp labham	na satkṛṇoṣi	不 ^二 一心念 ^一	過 ^二 高如來八指 ^一
parīmatañ puggalassa pa-	ekāgracittenāvahita çro-	不 ^二 攝 ^一 耳聽法 ^一	作 ^二 牀足 ^一 者
riñpāmeyya.	trena.....		
(知 ^二 檀越欲 ^一 與 ^二 僧物 ^一 廻 ^二)	(不 ^二 一心聽法 ^一)		
(與余人者)			

(僧祇)	(五分)	(有部)	(解脫)	(鼻奈耶)
骨牙角作針筒 ^一 到 ^二 軍中 ^三 過 ^二 三宿 ^一 不 ^二 一心 ^一 不 ^二 攝 ^一 耳 受 ^二 四月請 ^三 過受者 尼師檀長 ^二 肘廣 ^一 肘半除 ^二 其緣 ^一 過者墮 ^二				

十誦、僧祇、有部、解脱、鼻奈耶の如きは左表の如くに皆番號の順を飛んでおる（括弧内は訂正せらるべき数字である）。

	(巴利)	(梵本)	(十誦)	(四分)	(僧祇)	(五分)	(有部)	(解脱)	(鼻奈耶)
	63	62	61	52	77	61	52	77	61
	(4)	(41)		(4)	(41)		(4)	(41)	
				77	60	61	59	77	61
				(66)	(62)		(4)	(51)	
						61	71	47	65
						(51)	(5)	(缺)	(51)
							64	75	74
							(47)	(46)	(45)
							67	84	58
							(57)	(56)	(55)
							70	69	68
							(47)	(46)	(45)
							79	64	75
							(47)	(46)	(45)
							68		

斯かる誤謬と認めらるゝものが波逸提法のみにても（戒本 9 種 × 90 條項 = 810 條程ある中、約 600 條の多數になつておるので、或は印刷上の誤りではないかと再三考へてみたが、やはり戒文の解釋に錯謬があるからであらうと申さなければならぬのは實に遺憾である。

一々例證を擧ぐることは繁雑であるから、暫く巴利の 61 項より 70 項までの博士の對照表をとりあげて訂正せらるべき條項を括弧内に示して見る。

	(巴利)	(梵本)	(十誦)	(四分)	(僧祇)	(五分)	(有部)	(解脱)	(鼻奈耶)
	52	77	61	52	77	61	52	77	61
	(4)	(41)		(4)	(41)		(4)	(41)	
				77	60	61	59	77	60
				(66)	(62)		(4)	(51)	
						61	71	47	65
						(51)	(5)	(缺)	(51)
							64	75	74
							(47)	(46)	(45)
							67	64	75
							(47)	(46)	(45)
							68		

70	69	68	67	66	65	64	
67 (57)	76 (56)	59 (55)	60 (70)	55 (71)	6 (72)	53 (50)	
67 (57)	76 (56)	59 (55)	60 (70)	55 (71)	6 (72)	53 (50)	
70	69	68	66 (30)	63 (67)	65	64	
44 (47)	6 (46)	67 (45)	52 (68)	53 (72)	55 (71)	60	
57 (50)	84 (49)	56 (48)	67	66	83 (61)	73 (74)	
67 (57)	76 (56)	55 (55)	(巴缺) (70)	60 (71)	55 (72)	6 (50)	
66 (57)	57 (56)	84 (55)	58 (60)	60 (71)	55 (72)	6 (50)	
78 (57)	71 (56)	47 (55)	10 (69)	65 (71)	66 (72)	76 (50)	

尙最も見易き提舍尼法に於て何等の變化も記るされてゐないが、僧祇律提舍尼法は巴利の1,2,3,4の順位に對して、2,3,4,1とせらるべき筈である。鼻奈耶の提舍尼が出てゐないのは遺落されたものと思ふ。

七滅諍法及び衆學法に於て對照を省略せられたのは何故であるか。微細戒、雜碎戒、又は小々戒として問題に附せられなかつたのであらうか。衆學法の對照は實に困難なるものであるがこれらの對照によりてこそ戒本の原始的典型的の幾分をば想察し得ると共に部派佛教の情況の一端をも探知するを得るものとせば省略せらるべき筈のものではなからうと思ふ。衆學法の總數に於ても有部の衆學法を43項として數へておられるが、これは「應當學」の文字のみを拾はれた計數である。有部

十誦を同系のものと考ふる時、十誦律衆學法の 113 條項と照應せしめて 43 應當學中の學法を分折せらるゝのが當然であると思ふ。余の調ぶる所 99 條を得たのであるが、「戴帽著冠」を二項にするか一項にするか、「不得滿鉢受飯更安羹菜令食流溢於鉢緣邊應留屈指用意受食應當學」を三條にするか二條にするか、疑問であつて、余は前を二項とし後を満鉢受飯、令食流溢……用意受食の二條にしておいたが、尙不安を感じておる。ともかく分折し得るものは分折して然る上にて要約しておかるべきものと考ふるのである。

四 諸戒本對照によりて得たる結果

(a) 比丘戒について

研究の發表が科學的でなければならぬのは當然であるが、而も科學的研究態度を怯ませざる範圍に於て傳統を尊重するは最も大切なことゝ考へる。支那日本に於ける戒律の弘通は偏へに四分律に存することは六十余家の廣汎なる註釋より見ても明かであり、特に日本佛教の興隆は専ら鑑真和上の戒燈授戒に負ふ所多きより見ても四分律の重要なは言を俟たぬのであるのみならず、實際持律の行事上その持犯判斷の上に穩健中正でなければならぬが、この點に於て四分律は全く餘律に超えておるのである。即ち後世増廣せる所多き有部を除ける四大廣律を通觀するに、五分律は四分律に類似し、其因縁、解釋、持犯及戒條の配置等に於て殆んど四分を讀むの感がある。これ化地部と法

藏部とは密接なる關係があるからである。しかし五分律は簡略に過ぎて、偶々持犯判斷上特異の急所を突くものあるも常用の規範として此に依憑することは甚だ不安心である。僧祇律はその因縁解釋の形式に於て異様なるものあり、特に犍度部に於て何等の統一なく、且つ一々犯戒者の本生譚を引き入れ或は四波羅夷法の犯戒年時を特に作製したる如きは僧祇律に對する信を重くする所以ではないのである。加ふるにその持犯判斷が餘りに急に過ぐる傾きがある。例へば結界地に勢分を聽さず、護衣に通夜を論じ、食物に重煮を禁する如き到底中庸を得たるものでなく、大衆部律とは云ひながら、餘律よりはその行事に於て餘程窮屈である。それで支那日本に於ては専ら十誦四分に依つて受戒隨行を爲し來つたものであると思ふが、十誦は持犯上の規範としては複雜煩瑣であつて、實際の場合以外の件々を論ずること極めて多く、詳細ではあるが要領を得ずと評すべきであらう。四分律に至りては此を通讀して甚だ妙味があり、持犯上に於ても要所急所を擡んでおる。その還衣法の如きは諸律に超異して四分獨得の律法を示しておる。されば戒疏行宗記(續藏62卷)
第四356a)には、

「染本由心、但捨罪心、物還成淨、所以四分高出餘宗良由於此」

と云ひ、道宣律師はこの還衣法を五義分通の一として律藏中の名所を見ておる。余が僧尼戒本の對照に於て四分律を第一位に配せるは支那日本に於ける戒學の中心として、否寧ろ天平文化發生の源泉として最も偉勳あるものと見ると共に、能く釋尊制戒の佛意を體得せる律典として茲に尊重し推

賞して第一位に置き、此に配するに巴利文律典を以てしたのである。然るに意外にも戒文殆んど相一致し、且つその戒條の順位の能く合致すること、他律の比でないことは波逸提法 30 條に於て特に著しいことがわかる。即ち巴利戒本の波逸提法順次を以て四分五分十誦三律の順次を比較するに

(戒順全く同じきもの) (戒順 5 以上の差あるもの) (戒順 10 以上の差あるもの)

四 分	48	3	1
五 分	23		
十 誦	13	28	23
		30	25

右の數字に示す如く巴利戒本の内容及番號と四分戒本の内容及番號とが一つの變動もなきもの半數以上であり、5 以上の相違あるもの第 33 條對第 24 條、第 30 條對第 67 條、第 24 條對第 81 條であり、10 以上の差あるものは僅に二種に過ぎずして其他の條項に於ては唯一、三順の差のみである。五分は 5 以上の差あるものが 28 種あり、10 以上が 23 種もある。十誦は 5 以上が 30 種、10 以上が 25 種もある。これによりて見るに巴利の第 23 條、第 32 條が五分には第 19 條、第 21 條として存する爲に、巴利戒本は五分律系又は彌沙塞部に屬するものゝ如くに從來考へられてゐたが、この統計によりて巴利戒本は全く四分律系であると云はねばならぬのである。のみならず巴利第 33 條、四分第 25 條の飲虫水戒を五分に缺いて五分第 20 戒中に若取澆泥若飲食諸用者として合糅しておる點に於て五分戒本

は巴利戒本と同系のものといふことは出來ないのである。もし第23條、第91條が巴利戒本と似ておるから同系であるといふならば、僧祇戒本も優波離問佛經もその戒條を同じくするから巴利系といふべきであるが未だ此等律典を巴利系と唱せしものあるを聞かないのである。更に解脫戒本も第23條が同じであるから、これも巴利系といふべきではなからうか。少なくとも戒本の上にて五分戒本を巴利系とすることは許されないのである。寧ろ諸種の戒本を三系として、四分戒本並に巴利戒本を曇無德部系 (Dharmagupta) とし、僧祇を大衆部系 (mahāsanghika) とし、五分戒本以下を有部系 (sarvāstivāda) と見るのが當然の事かと考へるのである。即ち

54 51 47 46 42 30 10 5 4	四分
54 51 47 42 46 67 10 5 6	巴利
58 57 62 76 82 67 59 7 56	五彌 分沙 戒本塞
78 79 74 51 81 70 73 53 65	戒五 本分
78 79 74 51 81 70 73 54 65	十誦
78 79 74 51 81 70 73 53 65	梵本
78 79 74 51 81 70 73 54 65	有部
78 79 74 51 81 70 73 54 65	西藏
78 79 74 51 81 69 73 54 65	鼻奈耶
78 79 73 52 81 60 74 54 65	解脫
77 76 74 44 81 68 73 42 69	僧祇

74	73	72	71	68	66	65	64	62	57	55
81	73	72	71	68	63	65	64	62	56	55
80	64	10	63	48	5	61	74	缺	68	73
9	83	10	75	55	4	72	50	41	54	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	83	10	75	55	4	72	50	41	52	66
9	92	10	75	45	4	71	60	51	41	65

右は波逸提法中特に共通するものゝみを隨意擇出してみたのであるが（共通數のもの尙多きも繁に過ぐる故に省略せり）、巴利四分の接近と、五分戒本以下鼻奈耶戒本（優波離問經の10以上の戒順より一又ことを知り得る故に五分以下の戒本と同系なりと見做し得る）までの接近との中間を、僧祇戒本及彌沙塞五分戒本、次では解脱戒本が浮動しておる情況が觀せられる。而も僧祇、五分共に巴利の第 123 條及び第 82 條に相當するものを有しております、解脱戒本また第 123 條を有しておるのは甚だ興味ある事である。五分律は法顯により南方師子國に於て求め得たるもの、而も北方を經由し來れる化地部専門の學者佛陀什 (Buddhajiva)

によりて譯出せられ（西暦四二三—四二四）、僧祇律また法顯により祇園精舍より將來せるを佛陀跋陀羅（Buddhabhadra）によりて譯出せられたのである（西暦四一六—四一八）。法顯の將來せる僧祇梵本は餘程虫喰みおりしものか「祇桓精舍中梵本虫噉脱無此別衆食戒」（列九）^(16a)と註しておるのは當時の状況髪剃として床しい。法顯傳には

「從波羅奈國東行還到巴連弗邑法顯本求戒律而北天竺諸國皆師々口傳無本可寫是以遠涉乃至中天竺於此摩訶衍僧伽藍得一部律是摩訶僧祇律佛在世時最初大衆所行也於祇桓精舍傳其本云々」

と記して僧祇律の由りて来る所を述べておる。五分、僧祇共に法顯によりて將來せられ、而も僧祇は佛陀跋陀羅と共に譯出し、五分は譯出を見ずして逝いたのであるが、兩律共に巴利本⁽²³⁾、(82)に相當する條箇を存しておるのは、いかに領會すべきものであらうか。第33條は僧伽の決議を經ずして比丘尼教誨の爲に比丘尼住所に入るものを禁じたので、各律に於ける第21條の變化又は分出であり、第32條は檀越が僧伽に布施せんと欲する意志を豫知して他の親しき者に獨占せしめんとする者即ち尼薩耆波逸提法第30條の繼承である。即ち僧伽の物を自己に獨占せしめんとする直接利益の罪を禁じたる戒條の繼承又は分立であつて、親しき者に廻與して間接に何物か利益を得んとする心意に出づるもの、この戒を波逸提法中に攝しておるのが誤まつておる様に思はれる。寧ろ三十

捨墮に攝入すべきもの、三十捨墮と九十波逸提の別は財事規定の有無によりて相違するものであるからである。これは戒の性質上自由派の大衆部より出でたものではないかと思はれる。而もその自由派の影響を受くるものが二三出で来るについて化地部及び曇無德系の一部が之れを加ふるに至り五分戒本及巴利戒本に第23條、第82條の戒が插入さるゝに至つたものではないかと考へる。尙これに就ては尼戒の調査によりて何物か裏付けらるゝものがないであらうか。もしこれが決定出来れば、諸戒本の對照研究の目的の過半は達せられたといふてもよからうと思ふ。而して余は之を僧祇の主張に歸因するとなすものである。

(b) 比丘尼戒について

(1)

諸戒本に於ける比丘尼戒の變動は實に激しいが、その中に於て四分と十誦が178條の數字を持続しておる。燉煌出土尼戒本と十誦尼戒本との間に於ても「畜眷屬不教者」、「不調伏者畜爲眷屬者」、「別住畜眷屬者」、「以諸果治髮者」、「與一比丘於路地若住若語者」、「使人以諸樹果汁治髮者」等は十誦になく、更に132條の「月病休已(止?) 病衣浣(不?) 與在家服者波逸提」は、巴利戒本 47 條の

“āvasathacīvaraṇ amissajītvā paribhūnjeyya.”

に相當するものでありて十誦にならぬのである。十誦の「月病休止浣^ニ病衣^ニ已淨^{シテ}不^ニ起去^ニ者波逸提」は巴利戒本 48 條の

“āvasatham anissajjīvā cārikaṇ pakkameyya.”

に相當するもので、燉煌本 133 條に相當する。しかも前の 132 條は有部及西藏に存してゐる。かく四分と密接の關係をもつ巴利戒本が十誦と關係あり、特に有部との關係あるを知る時、各部派は相互に增減取捨を自由にした事が知らるゝ。而も同一有部に屬するものにして其數を異にするものあるに其源趣を異にする四分十誦の二律に於て共に 178 條を計して相一致するのは決して偶然の暗合ではなからふと思ふ。」れ十誦律は罽賓の人弗若多羅(pūñattara)が誦出し羅什をして譯せしめたるもの、四分律また罽賓の人佛陀耶舍(Buddhayasa)が誦出して竺佛念と共に譯するもの、孰れも同地方に行はれたるものであるから内容を異にしつゝ然も同數を計上し維持し來たものであると思はる。

有部律は義淨が南海諸州を周遊せる際梵本經律論四百部を得たりといひ、寄歸傳には

「師子洲並上座而大衆斥焉、然南海諸洲有三十余國、純^ヲ唯根本有部、正量時欽近日以來少兼^ニ餘^一」といひ、或は

「摩揭陀^ニ則四部通習^{スルモ}有^部最^盛○○○○○、羅荼信度^ニ則少兼^ニ三部^ニ乃正量尤多、^ニ北方皆全^ニ有^部時逢^ニ大^衆、南面則咸遵^ニ上座^ニ餘部少存、東裔諸國^(從那蘭陀東行五百驛皆名東裔)雜行^ニ四部^ニ」

であるにより、南海諸州、中印、北印に於て有部の盛行せられたることが知られる。かくて計數の上に十誦、四分よりも二戒を増して 180 の數を計上せるものであらう。巴利第 47 條月病衣戒の如き及び燉煌尼戒本第 132 條の如きは南北に於ける有部の興隆に影響せられし結果かと考へられる。

次に比丘尼波逸提法に於て最も戒數少なき僧祇律は各部比丘尼戒本の原形に近きものかと思はるゝが、其第 76 條に

「若比丘尼詣ニ不_レ能_レ辨_レ衣家_一爲_レ僧乞_ニ迦繩那衣_一波逸提」

の一條が加つて有部亦この戒を有しておるが、恐らく中印度に盛行せる有部の影響かと思はれる。而して他律に存せざるもので波逸提最後の條項たる僧祇第 141 條に

「若比丘尼知_ニ衆利_一廻_ニ與_一衆_一波逸提」

の一條がある。これ即ち余の云はんとする所の僧祇の主張を物語る有力なる資料である。この戒の因縁は（列十）六群比丘尼が在家請食の際に舍利弗、大目犍連等の長老を身を以て障へて六群比丘のみに好食を與へ、諸長老に鹿食を與へしめたるにより、世尊は之れを非法食と宣ひ六群比丘尼を叱責して此戒の制定となつたことを記しておる。この因縁を見れば四分波逸提第 29 條の尼僧讚歎因縁食に類するものゝ如くであるが、戒文解釋を見るに全く次の尼薩耆波逸提第 30 條（列八）よりの分出なることが知られる。

(1)○若比丘知_ミ物向_レ僧自廻_ニ向_レ己_一者尼薩耆波逸提。 (2)○廻_ニ與餘人_一者波逸提。 (3)○知_ミ物向_ニ此僧_一廻_ニ與
餘僧_一者越毘尼罪。 (4)○知_レ向_ニ此衆多人_一廻_ニ與彼衆多人_一越毘尼罪。 (5)○知_ミ物向_ニ此畜生_一廻_ニ與餘畜
生_一越毘尼心悔。

右の戒文解釋に於ける持犯判斷は僧祇比丘戒第 91 波逸提、比丘尼戒第 90 條にも同様に示されてゐて戒の主體は(2)の「廻_ニ與餘人_一者」を出してゐる。第 141 波逸提法の戒文解釋には次の持犯判断が示されてゐる。

- (1)○若比丘尼知_ミ物向_レ僧廻_ニ向_レ已_一尼薩耆波逸提
- (2)○若廻_ニ向餘人_一波逸提
- (3)○衆廻_ニ向餘衆_一波逸提(比丘廻_ニ衆物_一與_ニ餘衆_一越毘尼罪)
- (4)○眷屬廻_ニ向眷屬_一亦波逸提
- (5)○人物廻_ニ向_レ人物_一越毘尼罪

右の比丘尼戒文に於て(3)衆廻向餘衆が比丘戒文にては越毘尼罪として輕罪であるが比丘尼には重く科して波逸提にしたのである。

尼薩耆波逸提法第 90 條につき僧祇の註譯は最も詳細でありて四分十誦も斯程に綿密なる持犯判斷をなしてゐない。五分律が第 91 波逸提法を作りながら極めて簡単であるのは怪しむべきことであ

る。或は簡単なのが最も原始的な形を示すと考へらるゝ場合もあるが、今はこの簡単説に同する
ことが出来ない。凡そ僧祇律盜戒の下に於ては僧物互用を波羅夷罪なりとして、力を極めて之れを
諒しめておる。律典中に於て僧祇律は前後五卷、十誦律は四卷、善見律は三卷に亘りて盜戒持犯を
論じておる。僧祇(第六)には三寶物互用、當分互用に就いて他律に注意せざる點を誠しめておるの
は、正に僧祇の中心であり主張であつたのである。この強き主張を以て比丘比丘尼戒を顧みる時、
こゝに戒文を制して深防に備ふる必要を感じたのであらう。かくて尼薩耆波逸提第 30 條を繼承し
て第 31 波逸提とし、尼僧には第 30 條(廻ニ向餘人)と第 31 條(廻ニ向餘衆)として二戒を分出
したのである。かくて皆財事に關するものではあるが、自ら已れに廻らすものと余人(三人)及余衆
(余)に廻らすものとの上に一を尼薩耆波逸提とし、他を波逸提として重輕を分てるものであらう。
而して僧祇の此主張は彌沙塞部を動かし曇無德系の一部を動かして、現存巴利律本第 39 條、彌沙
塞五分戒本第 31 條を形成せしむるに到れるものではないかと考へる。茲に於て尼戒波逸提法は相
互に増減取捨するとはいへ、各々實行上の主張を有しておつたものゝ様である。即ち僧祇のこの主
張は波羅夷法以下尼薩耆波逸提法まで何等動搖がなかつたのに、波逸提法に來りて「比丘尼住行戒」
と「廻ニ向餘人」との二戒の増補を惹起せしむるに至つたのであると考へらるるのである。これに
よりも自由派と稱せられる大衆部が其律典及び其實行上に於て非常に厳格であり、且つ窮窟不自

由の感を懷かしむる程に綿密周到なるものであつた事を知ることが出来る。

(2)

諸戒本對照によりて得たる結果の重要な點は前項及前々項にて盡きる。即ち巴利四分の一致及び僧祇第141條によりて引き出されたる推定に依りて知らるゝ如く、比丘尼戒に獨立性なきことを確めるを得たことである。

巴利四分の一一致は更に比丘尼不共の波逸提法に及ぶ。四分第70條歎蒜戒を巴利戒本并に *sabbhangā* に於て第一條とするも、今假りに巴利の比丘波逸提共通70條を四分に同じて 69 條共通とし、漢譯律典の順位に従うて蒜戒 (*lasunam*) を第70條として、四分109條と巴利97條との順位を比較して見るならば自ら領解し得るのである。即ち

	(順位全同)			(順位以内のもの)			(差あるものの順位)		
四 分	11	2	1						
五 分		20	11	31					
十 詩	0				14	14	49		

右の表の説明は最早要せない。衆學法に於てはパーリ戒本は五分に近い様に思はるゝが、しかし四分にありてパーリになれるもの 18 條(敬塔法を除く)、五分にありてパーリに缺くるもの 57 條あ

るを思へば、やはり四分と巴利とは接近を保持しておるといふべきである。四分の僧尼衆學法 1000 條中塔に關する規定 26 條を除ける 74 條とパーリの僧尼衆學法 75 條とは最も接近しておるもの面白い。塔に關する 26 條は餘律に存せないので、此れ法藏部が化地部より分派するに至れる重要な動機の一つであることは異部宗輪論(88b)に

「於三寧堵坡一興二供養業一獲三廣大果一」

であるによりて推知せらるゝ。されば敬塔戒の條は分派以後に添加せるものなることは明かである。

善見律 16 卷寒八 89ab) には「不得ニ淨用水ノ中ニ大小便、不犯者若水人所レ不レ用或海水ハ不犯、水雖ニ中用」曠遠無ニ人用「不犯」と述べ、次に

「佛塔中止宿及藏物此二戒梵本無^レ有、所以無^レ者佛在世未^レ有^レ塔、此戒佛在世制、是故無^レ。著^レ草履^レ入^レ佛塔^レ手捉^レ草履^レ入^レ佛塔^レ……向^レ佛塔^レ舒^レ脚、安^レ佛置^レ下房^レ此二十戒^{（四分^レ戒なるに）}梵^{（宋元^レ）}爲^レ胡^{（善見^レ戒をあぐ^レ）}本無^レ有如來在世^レ塔^{ニハ無^レ佛故^レ}

「爲三在レ高人」自在レ下而說法」

と述べて衆學戒廣説終ると結んである。こゝに何故に佛塔の諸戒を出せるものか。また何故に水中大小便と爲在高人説法と順序を轉倒せるか。善見律が巴利戒本の註釋ならば「爲在高人自在下而說法」は 25 條であつて、「水中大小便」は 23 條であるから衆學廣説の最後に於て解説すべき筈である。四分は水中大小便は第 50 條、30 條より 35 條まで佛塔に關し、「人在高坐」は第 89 條である。善見律が巴利戒本の註釋であることはその註戒順が巴利の順位と相應することによりて明かではあるが、此處に來りて佛塔を出し且又順位を轉じてゐる事は不審の限りである。

羅什譯十誦比丘尼波羅提木叉戒本の出現並諸部僧尼戒本の對照研究

次に尼戒に獨立性なきことに就て今少し説明を要するとと思ふ。即ち比丘尼教團の發生が八敬法に起因しておることから、教誡、授戒、出罪等凡て比丘教團の差配を受けて來ておる。この比丘教團への從屬から種々の外的調御の戒條が増加して來るのである。即ち比丘に於て僧殘又は波逸提が比丘尼には波羅夷罪として重罪視せられ、僧殘戒に於ては愛著心を誡しめ、三諫不捨の不隨順心を誡しめ、勢力を恃みて鬭諍するの慢心を誡しめ、或は受戒法を繼承して種々の注意を促がす等、比丘の僧殘法の細分及び受戒犍度よりの抽出であつて愛心瞋心を誡しむる事最も急である。比丘尼捨墮法に於ては財事に關するもの多くして、比丘第30條廻僧物の變化であり、第21條畜長鉢の増補であり、第6條~條8條9條10條等の變化である。波逸提法に於ける比丘尼獨得の戒相も要約すれば食物、欲事、便法、觀妓、入白衣舍、咒法、遊行、衣法、俗事、受戒、裝飾、對比丘、惱亂鬭諍の13規定でありて比丘戒條又は戒條の註釋及び諸犍度より撰集して多數の波逸提法を制するに至れるものである。されば四分尼戒、十誦尼戒、燉煌出土尼戒の如きは衆學法の生草上大小便を波逸提法にくりあげおきつゝ而も衆學法にも保存しておくのは部主の不注意の結果であると思はれる。かかる證跡によりて比丘尼戒は二次的なものと考へられ、依屬的なものとせられ、比丘戒成立よりは新らしと考へらるゝのである。提舍尼法の八條は比丘の波逸提第10條の別出なること明かであるが、八戒に分出しておるのはいかにも煩らはしい感を起さしめる。終りに比丘尼衆學法は多く比

丘と共に通であるから、各部派に於てはあまり僧尼の差違がなく、而も要約すれば著衣法、入白衣舍法、受食法、大小便法、說法法等の五法に攝することが出来る（有部にては更に行路法、敬塔法が加はる）が部派全體の衆學法（共通を除いて）を合すれば 200 條を超ゆる。其他諸律雜犍度の中には長爪、剃髮剃鬚不_二同時、照鏡、耳環、扇、畜鸚鵡、缺口、欲心隨_ニ女人後_ニ行、道中轉_レ石、餓鬼臥、阿修羅臥、作_ニ俗人相喚、大疎、大把搔令_ニ搗々作_ニ聲、故_ヲ食_ニ多氣物_一作_ニ調戯、木上食、不_レ作_ニ羯磨持杖者、空中擲_レ物、弄鈴、囁、倒立、先不_レ噉_レ飯噉_ニ菜果_一者、破_ニ鳥巢_一者、抄鹽器作_ニ衆生形_一作_ニ入手_一者、踏_ニ衣上_ニ等は皆突吉羅罪（dukkata）即ち惡作罪として禁せられてある。されば戒本衆學法なるものは最少 72 條より 113 條に至るのであるが、律藏全般にわたりては其數甚だ多く、更に方便、根本、動機、故作、不故作、初中後三時等の時間空間にわたりての持犯判斷に照らして諸種の罪相を論ずれば實に三千の威儀八萬の細行となるであらう。さればかくの如き可成の場合を想定して戒條の増補を爲さんとせば幾十幾百の條數をも増補し得たであらう。然し戒本に於ては各部互ひに増減影響ありつゝも而も非常なる差違のなかつたことは、一に傳燈の神聖を念じて已まなかつたに起因するものであると思はれる。

戒本對照の結果については尙多くの論すべき事が殘されてゐる。原始戒本即ち分派以前の根本戒本の想定の如きは重要なものの一つである。その原始戒本若は根本戒本に比較的近き戒本の想定

従つて各戒本の新舊の想定の如き亦自ら重要なものである。増補せられたる各部戒本戒條のうち主要原動力となりし部派は何々であるか。比丘戒と同様に比丘尼戒本に就ても研究を忽にする事は出来ない。先に引ける *Waldschmidt* の如きは既に比丘尼戒本に就ての各種の統計を發表しておる。

獨り戒本のみならず、その因縁註釋持犯(*suttavibhanga*) 並に韙度分(*khandaka*) の各律對照研究による根本原型の想定、或は犯戒者即ち戒律制定の動因たりし人及び制戒の處に就ての比較より得たる結果等によりて、そこに吾々の求むる重要な何物かゞ生れ來ることであらうと思ふ。

余の對照表も自ら意に満たざるものがある。衆學法に於ては對照上非常に困難したがために、多くの時日をも費やしたものがある。尙比丘尼波逸提中の「學戒六法、具戒」の戒條に於て各律が戒文の表現を異にしておる爲に、相當處に攝め得られないものがあつた。比丘尼尼薩耆波逸提に於ける四分(20), (21), (22), (23)條に相當する點も困難なる處である。孰れも因縁を參酌して攝入しておいたが、やはり意に充たないものがある。

【附記】春の休暇を利用して再び對照表の作製に取りかゝつた所、思ったよりも困難な箇處が出て來て、遂に編輯締切を超ゆること十日、誠に委員諸君に對して濟まない次第である。「經什譯比丘尼戒本」の推定に就ては今後の研究に待つものがあるからその際この對照表も訂正し、且つもつと精細なる種々の統計及びその結果より得たる研究を附して世に問ふ時もあると思ふから今は唯意に充たざるまゝに發表しておく。尙この戒本對照作製については寺本、泉、赤沼、櫻部、長峰諸氏の御助力に負ふ所多かりしを茲に謹で感謝する。

讀書作用形不見得

विन्यासः Vinaya

比丘尼薩耆波逸提法

(mssagatya paticca dhamma)

比丘尼

法

比丘尼

法

比丘尼

法

四分巴利

五分本分

十誦

梵本

有部

西藏

阿彌陀經

僧祇

四分

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

巴利

〔VI〕 比丘波羅提提舍尼法

(Paṭidesanīyā dhammā)

〔V〕比丘尼波羅提提舍尼法

			8	7	6	5	4	3	2	1					
			6	5	8	7	4	3	2	1					
			8	7	6	5	4	3	2	1					
8	4	7	6	2	1	●	●	5	3						
8	4	7	6	2	1	●	●	5	3						
10	4	9	8	2	1	6	7	5	3		11				
10	4	9	8	2	1	7	6	5	3		11				
●	●	8	7	6	5	4	3	2	1						
同	同	同	同	透失	1	●	●	透失	透失						

諸 部 僧 尼 戒 本 條 數 表

(戒本の部派別に就ては尙推敲を要するものあるべきも、諸戒本對照より得たる結果の一として余はこの配分を試みざるを得ないのである。)

合 數	七 滅 諍 法	衆 學 法	波 羅 提 提 舍 尼 法	波 逸 提 法	尼 薩 耆 波 逸 提 法	不 定 法	僧 伽 婆 戶 沙 法	波 羅 夷 法	篇 聚 尼	僧 戒 本	部 派
250	7	100	4	90	30	2	13	4	丘比	戒四	法藏部
348	7	100	8	178	30	0	17	8	尼丘比	本分	
227	7	75	4	92	30	2	13	4	丘比	戒巴	部系
311	7	75	8	166	30	0	17	8	尼丘比	本利	
251	7	100	4	91	30	2	13	4	丘比	五彌分沙戒本塞	化地部
373 370 (廣律)	缺	100	8	210 207 (廣律)	30	0	17	8	尼丘比		
263	7	113	4	90	30	2	13	4	丘比	戒十	薩婆多部
354	7	106	8	178	30	0	17	8	尼丘比	本誦	
358	7	110	8	178	30	0	17	8	尼丘比	土燉戒煌本出	
263	7	113	4	90	30	2	13	4	丘比	梵本	
258	7	108	4	90	30	2	13	4	丘比	戒五本分	
215	缺	72	4	92	30	缺	13	4	丘比	問優佛波經離	系
263	7	113	4	90	30	2	13	4	丘比	經戒鼻因奈緣耶	
246	7	96	4	90	30	2	13	4	丘比	戒解脫	毘迦部
218	7	66	4	92	30	2	13	4	丘比	戒僧	大衆部
290	7	77	8	141	30	0	19	8	尼丘比	本祇	
249	7	99	4	90	30	2	13	4	丘比	戒有	根本說
358	7	99	11	180	33	0	20	8	尼丘比	本部	一切有部
257	7	107	4	90	30	2	13	4	丘比	戒西	
364	缺	112	11	180	33	0	20	8	尼丘比	本藏	